

○経済産業省告示第七十号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の六の六第六項及び第二十七条の十二の七第三項の規定に基づき、生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準を次のように定め、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

令和三年七月三十日

経済産業大臣 梶山 弘志

生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして
経済産業大臣が定める基準

生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準

租税特別措置法施行令第五条の六の六第六項及び第二十七条の十二の七第三項に規定する生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準は、当該生産工程効率化等設備（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）以下「法」という。

（第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備をいう。）について記載された法第二十一条の二十三第二項に規定する認定事業適応計画に記載された事業適応の実施に関する指針（令和三年財務省・経済産業省告示第六号）第一項第二号ロ①のエネルギー利用環境負荷低減事業適応による生産性の向上に関する目標が同号ロ①中「十ノ一ノハクナ」とあるのを「十ハノ一ノハクナ」と読み替えた場合における同号ロ①(1)に該当するものであることとする。

附 則 （令和六年三月三〇日経済産業省告示第六〇号）

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 （令和六年九月二日経済産業省告示第三百二十九号）

この告示は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。